



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西平塚田 2-3-18-24 電話 00180-4-75788
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

靖国神社秋季例大祭にて

首相・閣僚は参拝及び真榊奉納をしないでください

内閣総理大臣 岸田文雄様

私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、靖国神社の春季・秋季例大祭毎に、首相及び閣僚らが真榊奉納を行い、また参拝するという「政教分離原則違反」を続けていることを深く憂慮し、毎回抗議を続けて来ました。

今年も、10月17日（日）から20日（水）にかけて靖国神社では秋季例大祭が行われます。首相及び閣僚が、今回も靖国神社への真榊奉納や参拝を公然と行い、それをメディアが報道することになるならば、日本政府と靖国神社が特別な関係にあることを国内外に広く告知し、特定の宗教である靖国神社への関心を呼び起こし、あるいはこれを援助、助長、促進するような効果をもつと言わざるを得ません。さらに首相らがその行為を、「私的なもの」と主張したとしても、政府を代表する者らの、メディアを前にしての一連の行動は、「公的」な影響力を発揮するため、「私的」と言うことはできません。

今年2021年2月24日に出された「那覇市孔子廟訴訟最高裁大法廷判決」においては、その宗教性が問われ、従来「社会通念」の名のもとに緩やかに解釈されがちであった「政教分離の原則」が厳密に適用され、「社会通念」の言葉をもってしても許容範囲を越えるものは違憲である、とされました。この司法が判断した事実は重いものです。

首相及び閣僚の立場にある者が、靖国神社の戦没者の「霊」に対して真榊を奉納し、また参拝することは、明確な宗教的行為であり、上記の判決に照らしても明らかに「政教分離の原則」に違反しています。

首相及び閣僚が一宗教法人である靖国神社の例大祭に、参拝や真榊等を奉納せず、憲法第20条3項に定める政教分離原則、及び第89条の公金の支出の禁止を厳格に遵守するよう要請いたします。

2021年10月4日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会

委員長 星出卓也